一　当該通所給付決定保護者に係る第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から特定保護者負担上限月額を控除して得た額に障害児保護者按分率（入所給付決定保護者又は支給決定障害者等である通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号から同項第三号までに掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額

二　調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に通所給付決定保護者按分率を乗じて得た額

前項の「特定保護者負担上限月額」とは、障害児通所支援負担上限月額（当該通所給付決定保護者が入所給付決定保護者であるときは、障害児通所支援負担上限月額と当該入所給付決定保護者に係る第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額のいずれか高い額）とする。

第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する通所給付決定保護者（通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）に係る第一項第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第三項の特定保護者負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

高額障害児通所給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十五条の六　前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第二十四条第一号又は第二号に掲げる者　三万七千二百円

二　第二十四条第三号に掲げる者　零

第二十五条の七　法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項及び第二十四条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

三　社会福祉法

四　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）

五　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）

六　介護保険法

七　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）

八　障害者自立支援法

前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の十五第二項第五号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

二　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）

三　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

五　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

六　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

第二十五条の八　法第二十一条の五の十五第二項第六号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、障害児通所支援事業所（法第二十一条の五の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所をいう。）を管理する者とする。

第二十五条の九　法第二十一条の五の十六第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の十五第一項	障害児通所支援事業を行う者	指定障害児通所支援事業者
第二十一条の五の十五第二項第十二号	指定の申請	指定の更新の申請

第二十五条の十　法第二十一条の五の二十一第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の二十一第一項	指定障害児通所支援事業者であつた者等	指定医療機関の設置者であつた者等
	指定通所支援の事業	指定医療機関の運営

第二十五条の十一　指定障害児通所支援事業者に係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　身体障害者福祉法

二　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

三　社会福祉法

四　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

五　老人福祉法

六　社会福祉士及び介護福祉士法

七　介護保険法

八　精神保健福祉士法

九　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）

十　障害者自立支援法

前項に掲げるもののほか、指定障害児通所支援事業者のうち医療型児童発達支援を提供するものに係る法第二十一条の五の二十三第一項第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二　医師法

三　歯科医師法

四　保健師助産師看護師法

五　医療法

六　薬事法

七　薬剤師法

第二十五条の十二　法第二十一条の五の二十八第二項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（次項において「肢体不自由児通所医療負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号から第四号までに掲げる者以外の者　四万二百円

二　市町村民税世帯非課税者又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定通所支援のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）　二万四千六百円